

# 不正防止対策基本方針

平成27年 3月 1日

(目的)

## 第1条

この基本方針は、株式会社愛南リベラシオ（以下「当社」という。）における研究費等の不正使用を防止するため、研究費等の運営及び管理に関わる全ての役員及び職員（以下「研究者等」という。）の意識の向上に努めるとともに、研究費等の運営並びに管理体制の適切な整備及び運用を図ることを目的として制定する。

(運営及び管理体制)

## 第2条

当社は、研究費等の執行及び事務処理に関する権限とその役割、責任の所在・範囲を明確にし、責任者を配置するとともに、研究者等を自律的に関与させた実効性のある体制を構築する。

2 当社は、最高管理責任者（期間全体を統括し、研究費の運営・管理について最終責任を負う者）を、代表取締役をもってあて、統括責任者（最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者）を、取締役をもってあてる。

3 統括責任者は、本基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

4 最高管理責任者及び統括責任者は、研究費等の執行にあたって、不正防止対策に関して、当社内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、それらを実施するために必要な措置を講じなければならない。

(研究者等の責務等)

## 第3条

当社は、研究費等にかかる執行及び事務処理手続きについて、常に点検し、必要に応じて見直しを行い、ルールの明確化及び統一化に努め、研究者等に対し周知徹底を図る。

2 研究者等は、研究費等が国民の税金その他多方面からの支援に依拠していることを認識し、その目的及びルールを遵守した執行に努めなければならない。

3 研究者等は、研究費等の不正な使用が、当社全体、さらには研究活動に携わる全ての者に深刻な影響を及ぼすことを認識し、不正使用の防止に努めなければならない。

4 研究者は、研究者個人の発意と努力で受け入れた研究費等であっても、当社の構成員として、それが当社の運営及び管理下にあることを認識しなければならない。

5 事務職員は、専門的能力をもって研究費等の適正な執行を確保しつつ、研究活動の特性に配慮し適切な事務を行う。

6 研究費等の使用に関し疑義を生じさせた者は、当社に対し、事実関係を誠実に説明する責任を負う。

(相談窓口等)

#### 第4条

当社は、研究費等の執行及び事務処理手続きに関する当社内外からの相談を受け付ける窓口を設置するとともに、適切な研究支援体制を整備する。

(通報窓口等)

#### 第5条

当社は、研究費等の不正使用に関する当社内外からの通報（告発）を受け付ける窓口を設置するとともに、通報者が通報したことをもって不利益を受けない方策を講じる。

(調査、処分及び公表等)

#### 第6条

当社は、当社内外からの当社等並びに外部及び内部監査等により、研究費等の不正使用に係る調査が必要と認めた場合は、公正かつ透明性を確保した調査を行う。

2 当社は、研究費等の不正使用にかかる調査、処分及び公表の仕組みを整備する。

(監査体制)

#### 第7条

当社は、研究費等の運営及び管理体制並びに適正使用推進計画等の有効性等について、当社全体の見地から検証できる体制を整備する。

2 内部監査は、提携する会計事務所・税理士事務所等と連携を図り、実効性のある監査を実施する。

3 当社は、研究費の配分機関が実施する管理体制に対するモニタリング等の調査に協力する。

(その他)

#### 第8条

代表取締役は、研究費等の運営及び管理のため必要があると認めるときは、随時見直しを行い適正な運用を図るものとする。

(施行) この方針は、平成27年 4月 1日から施行する。

(改訂) この規程の一部を改定し、令和4年12月1日から実施する（令和4年11月22日）

以上